

建設工事の発注者の皆さまへ
建設事業者の皆さまへ



STOP！建設業の労働災害

滋賀労働局管内の建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、近年は死亡災害が増加傾向にあり、特に令和6年は多くの死亡災害が発生したため、滋賀労働局長が建設業の関係団体に死亡災害防止の緊急要請を行う事態となりました。

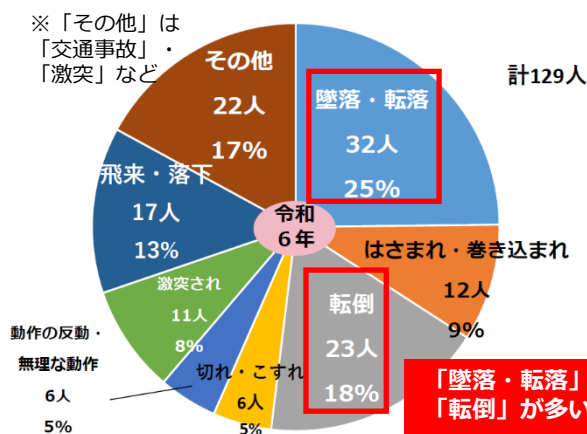
労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害が発生させないために、自主的な安全衛生管理活動の更なる推進をお願いいたします。

また、建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、適正な工期や安全衛生経費の確保にご協力をお願いします。

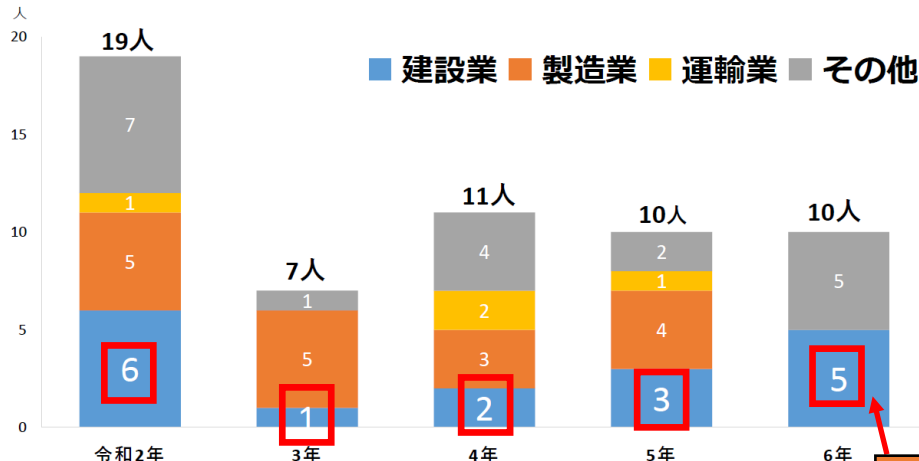
【滋賀県内の死傷労働災害発生件数の推移】
(休業4日以上)



【滋賀県内の建設業における事故の型別の死傷労働災害発生状況】 (休業4日以上)



【滋賀県内死亡労働災害の発生状況】



滋賀県内の労働災害発生状況

建設業の死亡災害は令和3年には1件でしたが、その後増加傾向にあり、令和6年は5件発生と急増しています。※建設業の死亡災害の個別の発生状況は次頁を参照してください。

滋賀労働局長が緊急要請

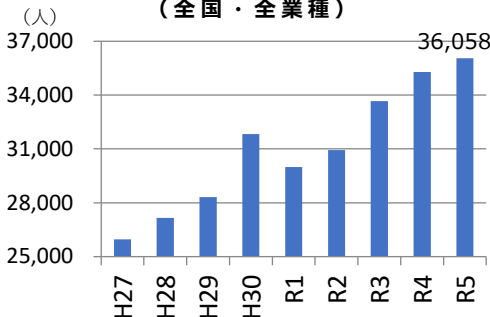


滋賀労働局 大津労働基準監督署 (R7.4作成)

発生日・月	事故の型	発生状況 ※黄色付けは、大津労働基準監督署管内で発生	建設業における死亡災害発生状況（交通災害除く）
令和2年2月	倒壊・崩壊	幅1.1m、深さ3.5mに掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたところ、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたもの	
令和2年6月	爆発	製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理層の解体のためプラズマ溶断を行っていたところ爆発が発生したもの	
令和2年10月	墜落・転落	軽量鉄骨造2階建て家屋解体工事中、屋根上で屋根パネル材の解体を行っていたところ、屋根上から地上の基礎コンクリート上に墜落したもの	
令和3年3月	墜落・転落	河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになったもの	
令和4年7月	飛来・落下	橋脚深礎工事において、地上から深さ約10mの深礎底部で結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に仮止めしていたフープ筋（重量約480kg）が頭上に落下したもの	
令和4年12月	墜落・転落	鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下のコンクリート上に墜落したもの	
令和5年8月	感電	鉄道の線路上に設置された電線を支持するビームの点検を行うため、移動はしごを上っていた際に、加圧中の電線に触れ、感電したもの	
令和5年11月	墜落・転落	2階建て住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていたところ、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋根端部から6m下のコンクリート上に墜落したもの	
令和5年12月	墜落・転落	高さ35mの鉄塔の電線を張り替える作業現場において、鉄塔上での作業を終え昇降設備を使用して地上に降りる最中に、高さ22mから地上へ墜落したもの	
令和6年1月	墜落・転落	新築工事の鉄骨建て方工事中において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていたところ、5.8m下の地面に墜落したもの	
令和6年3月	激突され	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたもの	
令和6年9月	はさまれ・巻き込まれ	道路舗装補修工事において、別の作業者が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したもの	
令和6年10月	崩壊・倒壊	地山によう壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたもの	
令和6年12月	転倒	ドラグ・ショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグ・ショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたもの	

STOP！転倒災害

【転倒災害発生件数の推移】
（全国・全業種）

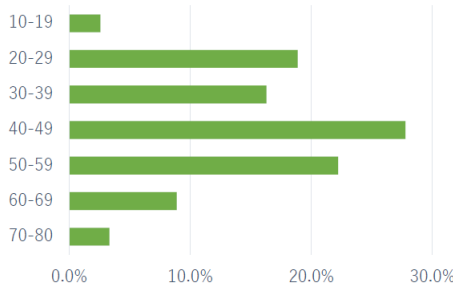


【建設業における転倒災害被災者の年齢】（大津署管内）

（大津監督管内 R3・1～R6.10 休業4日以上の災害）

被災時の年齢	件数	比率
10-19	7	2.59%
20-29	51	18.89%
30-39	44	16.30%
40-49	75	27.78%
50-59	60	22.22%
60-69	24	8.89%
70-80	9	3.33%
総計	270	100.00%

被災時の年齢



転倒による怪我の態様

- 骨折（約70%）
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

転倒災害も重傷化する傾向があり、積極的に防止対策を講じましょう！

Check Point

建設業における転倒災害の被災者数と就労者数を年齢階層別に比較すると、転倒災害の発生率は若年層の方が高い。一方、高齢層の方が発生した場合は重傷化しやすいため、転倒災害防止対策は全年齢層に対して行っていただく必要があります。

滋賀県の建設業・雇用者
（令和4年就業構造基本調査）

年齢	就労者数	比率
15-19	200	0.62%
20-29	3400	10.46%
30-39	5000	15.38%
40-49	8100	24.92%
50-59	8000	24.62%
60-69	4900	15.08%
70-80	2900	8.92%
合 計	32500	

転倒災害の要因

※転倒災害の要因ごとの対策を検討してください

①職場環境要因

- 段差・障害物・床材
- 手すり
- 照明
- 天候 など

②服装・履物要因

- 歩きにくい衣服
- 滑りやすい靴・つまづきやすい靴 など

③管理的要因

- 危険な作業箇所の放置
- 管理者の安全への無関心 など

④身体的要因

- 加齢によるもの（平衡感覚、視力、視野、筋力等の低下）
- 一時的な心身機能の低下（疲労、睡眠不足） など

⑤行動要因

- よそ見・荷物過多
- 駆け足、急ぎ歩行
- 会話しながら・スマホをいじりながら・ポケットに手を入れながら等の「ながら行動」 など

法改正事項もチェックしましょう！

1 職場における熱中症対策が強化されます（R7.6.1施行）

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

2 退避や立入禁止等の措置について対象とする範囲が拡大されています（R7.4.1施行）

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

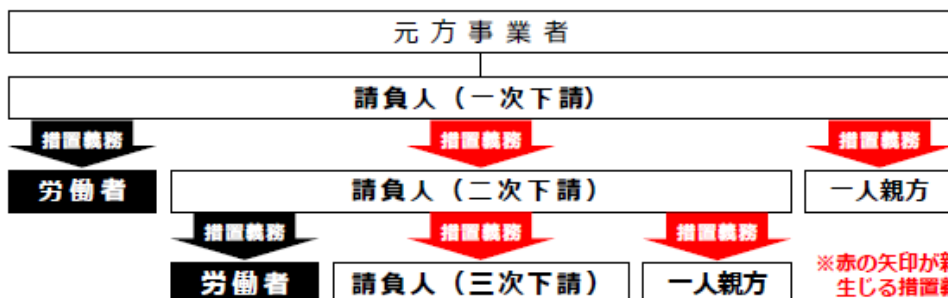
危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること



詳細はこちら
→
(厚生労働
省HP)



労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則



詳細はこちら
(厚生労働省HP)

※赤の矢印が新たに
生じる措置義務

3 足場からの墜落防止措置が強化されています（R5.10.1～R6.4.1施行）

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

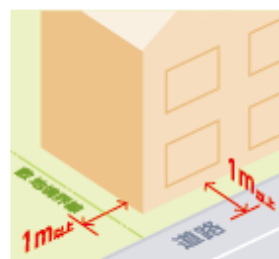
詳細はこちら↓
（厚生労働省HP）



●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



4 建設業にも時間外・休日労働の上限規制が適用されています（R6.4.1～適用）

R 6 年 3 月 31 日まで

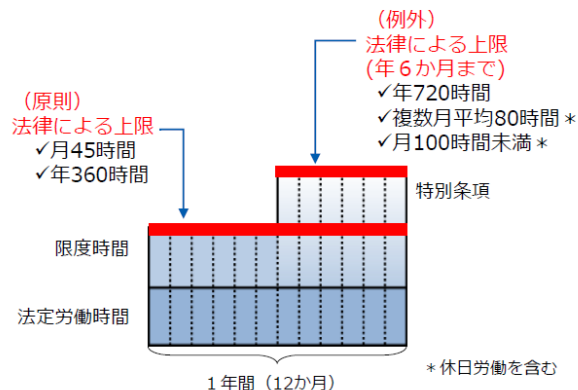
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

詳細はこちら→
（厚生労働省HP）

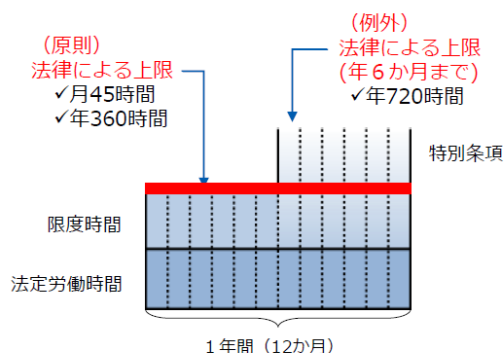


R 6 年 4 月 1 日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第1項） （一部規制が適用されない）



※ 災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均80時間*
・月100時間未満*
とする規定は適用されない

* 休日労働を含む

「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

（例）

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業
- ・国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業
- ・維持管理契約内で発注者（民間発注者も含む。）の指示により対応する災害の復旧の事業
- ・複数年にわたって行う復興の事業等